

本巢市公示第22号

本巢市学校給食センター調理業務等委託について、公募型プロポーザルを実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和5年5月9日

本巢市長 藤原 勉

1 業務概要

- (1) 業務名 第2期本巢市学校給食センター調理業務等委託
- (2) 業務内容 仕様書のとおり
- (3) 履行期間 令和5年9月1日から令和8年8月31日まで
ただし、契約締結の日から令和5年8月31日までの間は、準備期間とする。

2 参加資格

本業務のプロポーザルに参加する事業者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 市の入札参加資格者名簿に登録されている者（以下「有資格者」という。）であること。ただし、有資格者でない者については、参加表明書（兼参加資格審査申請書）の提出時に入札参加業者選定要綱（平成16年本巢市訓令甲第18号）に基づく入札参加資格審査申請書を提出し、審査を受け、参加資格審査時まで有資格者となること。
- (3) 岐阜県内に本社、支社、支店、営業所または事業所のいずれかを有し、即時的な対応の体制が執れること。
- (4) これまで、学校給食調理業務において、1日の調理食数が4,000食以上で、炊飯業務及び食物アレルギー対応調理の実績と能力を有し、1献立3～4品目の学校給食調理施設での調理業務を受託し、3年以上履行した実績（履行中のものを含む。）があり、業務を誠実かつ円滑に遂行できる知識及び経験が豊富な人材を有する法人またはその他団体であること。
- (5) 学校給食に深い理解を有し、学校給食法（昭和29年法律第160号）第2条に規定する学校給食の目標達成に協力的であり、食物アレルギー対応給食の提供についても理解していること。
- (6) 学校給食に関する安全衛生管理について、十分な能力を有していること。

- (7) 学校給食調理業務において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定による営業停止等の処分を過去3年以内で受けていないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (10) 市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (11) 国税及び地方税を滞納していないこと。

3 手続き等

- (1) 本単市学校給食センター調理業務等委託プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）等の配布
実施要領、各種様式及び仕様書等は、本単市ホームページにおいて公表するので、適宜ダウンロードすること。
- (2) 現地見学会、参加表明書・提案書等の提出方法、提出期限及び提出先等の詳細については、実施要領を参照すること。

4 連絡先

本単市学校給食センター

〒501-0413 岐阜県本単市見延1414番地57

電話：058-324-2342 FAX：058-324-1331

メール：motosushi-sl@city.motosu.lg.jp

5 その他

- (1) 参加事業者は、参加表明書（兼参加資格審査申請書）の提出をもってこの実施要領等の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 参加事業者から実施要領等に基づき提出された書類は、提出期間に限り補正することができる。ただし、提出期間終了後は変更することができないものとし、また、その理由の如何に関わらず提案書等の返却はしない。
- (3) その他詳細は、実施要領によるものとする。